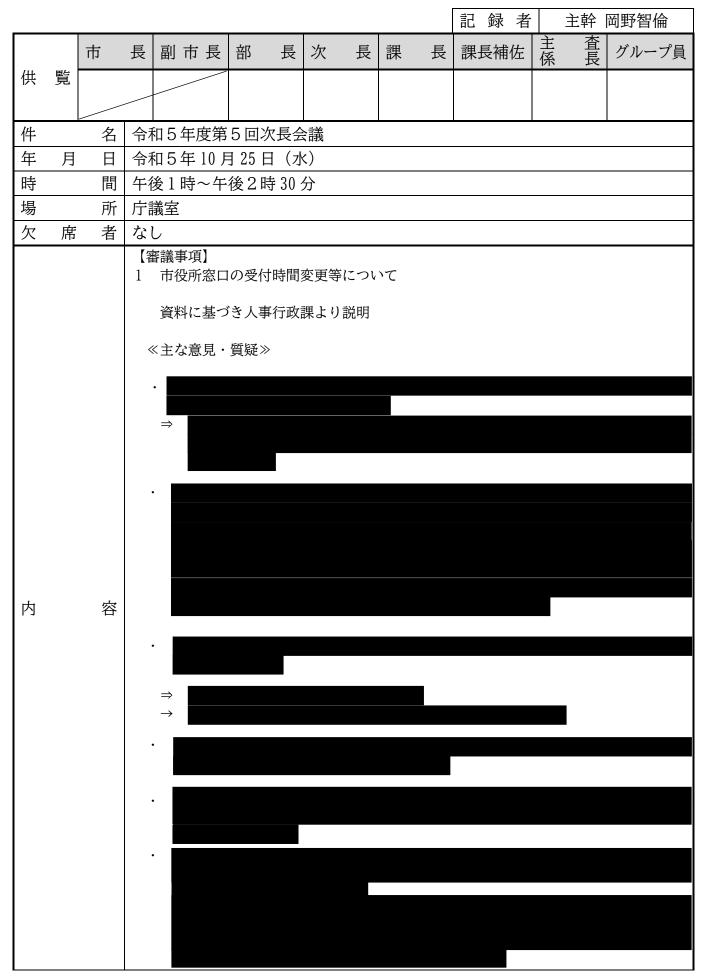
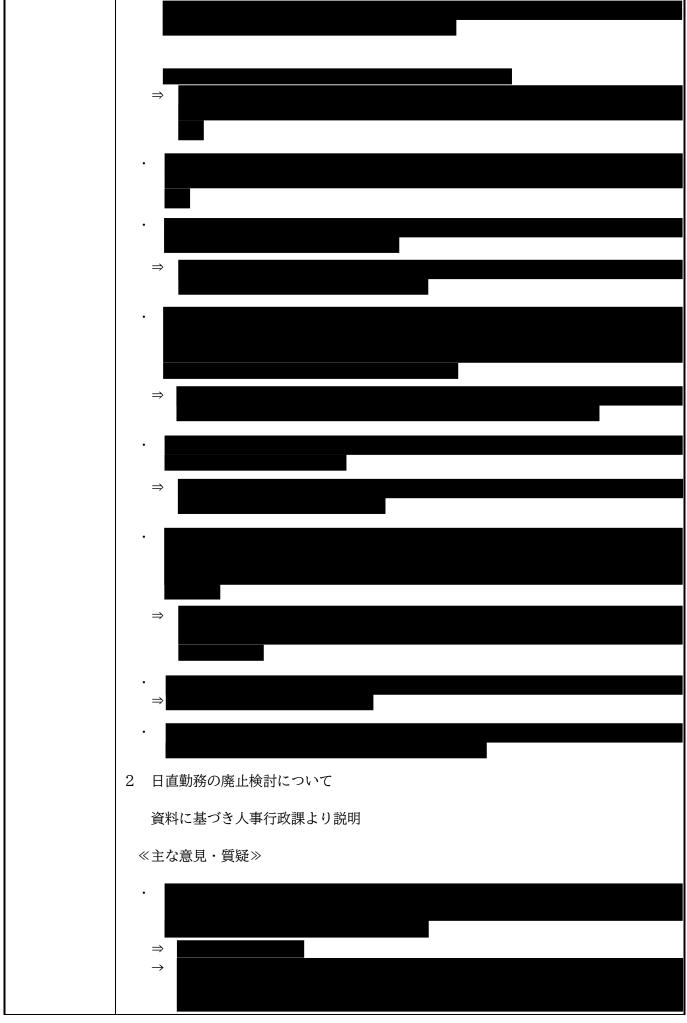
## 会議顛末書







3 龍ケ崎市所有者不明土地対策計画(案)について

資料に基づき都市計画課より説明

≪主な意見・質疑≫

- ・ 低未利用土地確認書は、所得税控除のために税務課でも情報が必要だと思う。確認 の上、必要であれば庁内体制の記載の中にその旨記載した方が良い。
- ・ 低未利用土地の適切な利用や管理を促進するための特例措置に該当する場所はあるのか。
  - ⇒ 調整区域は価額が安いため、相当広い土地でないと当てはまらないが、500万円 以下の条件では過去に3件あった。仮に、譲渡限度額800万円以下に該当する土 地があった場合、本計画が無いと特例措置が受けられない。
- 市にメリットはあるのか。
  - ⇒ 全庁的に取り組んでいくという意識の醸成と、低未利用土地の活用や所有者不明 土地の発生抑制につながると考える。また、計画策定の有無で税の負担が変わる べきではないので、税負担の公平性も担保される。
- · 計画策定に当たり、庁内以外の有識者や協議会等からの意見徴取は必要であるか。
- ⇒ 法律上、協議会やパブリックコメントなどを要する計画ではないので、次長会議、 庁議に諮った上で、市長決裁を受ける予定である。
- 計画を策定した際の周知はどのように行うのか。
  - ⇒ 市ホームページなどで周知するほか、宅建業協会にも情報提供する予定である。
- 空家はどれ位あるのか。
- ⇒ 把握しているのは、空家の中でも管理に問題があるものだけで、総数までは分からない。特定空家に該当しないケースでは 100 件位ある。
- 市税に影響は出るのか。
  - ⇒ 譲渡所得が安いために売られなかった土地が、所得控除が増えることにより土地

	が売られることにつながる。このため、仮に土地の売買があれば市税収入として プラスに働くと考える。
	4 龍ケ崎市使用料・手数料等改定検討委員会規程の一部改正について
	資料に基づき財政課より説明
	≪主な意見・質疑≫
	・ 特になし
	【その他】
	・ 特になし
要措置事項	
	非公開(一部非公開 (龍ケ崎市情報公開条例第9条5号該当) を含む)とする理由 意思決定過程
情報公開	非公開 公開が可能となる時期(可能な範囲で 令和6年3月   記入) ・令和6年3月